

## 電源の規律確保について

## ● 太陽光発電

- ① 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFIT/FIPの認定を受けた者に対するものと除く。）。特に、次のA)～L)をすべて遵守していることを確認すること。
- A) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- B) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- C) 防災、環境保全、景観保全を考慮し当該発電設備の設計を行うよう努めること。
- D) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- E) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（発電事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日）を掲示すること。
- F) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- G) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- H) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- I) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- J) 当該発電設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- K) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、当該発電設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- L) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- ② 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本制度への申請、選定等との前後関係は問わないが、工

事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料について、同ガイドラインの付録様式を用いて発電事業者から提出を受け、確認を行うこと。

## ● 風力発電

- ① 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。
- ② 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づき、説明会等を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本制度への申請、選定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料について、同ガイドラインの付録様式を用いて発電事業者から提出を受け、確認を行うこと。

## ● 地熱発電

- ① 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（地熱発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。周辺への排気ガス、排水、騒音、振動の周辺環境への影響に関して、各種規制値を遵守していること。
- ② 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づき、説明会等を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本制度への申請、選定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料について、同ガイドラインの付録様式を用いて発電事業者から提出を受け、確認を行うこと。

## ● 水力発電

- ① 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。
- ② 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づき、説明会等を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本制度への申請、選定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料について、同ガイドラインの付録様式を用いて発電事業者から提出を受け、確認を行うこと。

## ● バイオマス発電

- ① 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。
- ② 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づき、説明会等

を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本制度への申請、選定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことの証する資料について、同ガイドラインの付録様式を用いて発電事業者から提出を受け、確認を行うこと。